

県の回答（対応状況等）

令和3年3月5日

（ご意見標題） コロナ格差について

（課長名） 沖縄県商工労働部産業政策課 課長 谷合誠

（ご意見要約）
飲食店以外の支援策について

（回 答）

コロナ禍の中、ご心労のほどお察し申し上げます。

飲食店及び遊興施設等の営業時間短縮の要請につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策条例」に基づいた協力依頼となっており、その協力金として支払われているものですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

飲食店以外の支援策としては、国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や沖縄県のホームページで各種支援策を掲載しておりますのでご参照ください。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に係る支援策については、各市町村の商工会、商工会議所等とも情報を共有していきますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

参考：

○沖縄県ホームページ支援情報

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/shienjoho.html>

○一時支援金事務局ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/>